

大阪大学サイバーメディアセンターネットワーク運用管理委員会内規

第1条 サイバーメディアセンターにネットワーク運用管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、サイバーメディアセンター(以下「センター」という。)におけるネットワークの適正な運用及び管理に関する必要な事項を審議し、その実施に当たる。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副センター長
- (2) 先端ネットワーク環境研究部門の教員
- (3) 各研究部門から選ばれた専任教職員（前号の研究部門を除く。）
- (4) その他委員会が必要と認めた者

2 委員は、センター長が委嘱する。

3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第6条 委員会に関する事務は、情報推進部情報基盤課研究系システム班で行う。

第7条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成13年4月26日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成16年5月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年10月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。